

平成 26 年度の国における主な動き

- 1 **次世代育成支援対策推進法の 10 年間延長 (H26. 4. 16 改正法成立)**
 - ・平成 26 年度末に期限を迎える次世代育成支援対策推進法の期限を 10 年間延長
 - ・一般事業主行動計画について、新たな認定制度を創設し、計画の策定・届出に代えた実績公表の仕組みを追加するなどの措置を含む改正法が成立
- 2 **教育再生実行会議提言 (7 月 3 日)**
 - ・3～5 歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。
 - ⇒ 平成 27 年度予算案では
幼稚園の子どもについて、市町村民税非課税世帯の保護者負担額
月額 9, 100 円 ⇒ 3, 000 円に引き下げ にとどまった。
- 3 **まち・ひと・しごと創生本部の設置 (9 月 3 日)**
 - ・人口急減・超高齢化という大きな課題に政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部を設置
- 4 **「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定 (H26. 12. 27)**
 - ・人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「長期ビジョン」及び今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「総合戦略」が閣議決定
- 5 **平成 27 年度国予算の概要 (平成 26 年度補正予算含む) (H27. 1. 14)**
 - ・「地域住民生活等緊急支援のための交付金」(平成 26 年度補正予算)の創設
自治体が地域の実態に応じて幅広い用途に活用
(地域消費喚起・生活支援型 2, 500 億円、地方創生先行型 1, 700 億円)
 - ・税制改正
子や孫に対する結婚、妊娠、出産、育児の費用をまとめて贈与する場合、贈与税を非課税とする。子や孫一人当たり 1, 000 万円を上限に非課税枠を設定
(住宅購入資金や教育費を一括贈与した場合の非課税制度についても現行制度の期限 (H26. 12. 31 まで) を延長、住宅については枠を 1, 500 万円 (H26 まで 1, 000 万円) に拡大)
 - ・「まち・ひと・しごと創生事業費 (仮称)」の創設
地方が地域の実情に応じたきめ細かな施策を進めることにより、地方創生と人口減少に取り組むため、国の平成 27 年度地方財政対策において、人口減少の状況や少子化対策への取り組みに応じ地方へ配分